



タイトル Title	天孫本紀の史料価値(How to use Tenson-Hongi as historical data?)
著者 Author(s)	蓮沼, 啓介
掲載誌・巻号・ページ Citation	神戸法學雑誌 / Kobe law journal ,56(2):1-50
刊行日 Issue date	2006-09
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	10.24546/81005056
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81005056

天孫本紀の史料価値

蓮 沼 啓 介

—
先代旧事本紀の巻五は天孫本紀である。天孫本紀は物部氏の祖に当たる伊香色雄命及び尾張連の祖に当たる瀛津世襲命の二人が饒速日命とどのような系譜の関係にあるのかを示す根本史料である。

先代旧事本紀の記事のうち大部分は古事記や日本書紀や時には古語拾遺からの抜き書きである。本居宣長が分析した通りである。⁽¹⁾ 本居宣長はこう記している。

世に舊事本紀と名づけたる、十巻の書あり、此は後ノ人の偽り輯めたる物にして、さらにかの聖徳太子命ノ撰^{シヤウトクノミコノミコト}び給し、眞の紀には非ず、(中略)、然れども、無き事をひたぶるに造りて書るにもあらず、ただ此記と書紀とを取合せて、集めなせり、

序文に聖徳太子の撰とあるが、序文は後世の人が捏造した偽作である。巻々の題目なども「みなあたらず」^{ユウ}「適当な名前ではないし」、「正しからざる」^{タツ}「正しい伝えでもない。従って「要なき書なり」と本居宣長は先代旧事本紀の

史料としての価値については切つて捨てる様な冷淡な評価を下している。

とはいえ他に見えぬ記事も多少は含まれていることを本居宣長は見逃してはいない。

但し三の巻の内、饒速日命の天より降り坐す時の事と、五の巻尾張連物部連の世次と、十の巻の國造本紀と云フ物と、是等は何ノ書にも見えず、新に造れる説とも見えざれば、他に古書ありて、取れる物なるべし、

こうした記事は古い文書の記事を採用して書き綴つた記録であり、後世にほしいままに造作した捏造の物語ではない。本居宣長はこう推定している。但し、本居宣長は注意深い留保を付して次の様な注記を行っている。

いづれの中にも疑わしき事どもはまじれり、そは事の序あらむ處々に辨ふべし

古事記や日本書紀や古語拾遺に採録されなかつた記事を含む三の巻である天神本紀や五の巻である天孫本紀や十の巻である國造本紀の中にも後世に加筆した疑わしい記事が混じっている。従つてこうした疑わしい部分を弁別しないと古い伝承や記録を回復することは難しい。

五の巻である天孫本紀は取り分けてそうした注意深い文献批判が必要とされる箇所である。

二

ところで天孫本紀のうち、どの範囲が当てになる史料なのであろうか。

この点を確かめるために、まず先代旧事本紀の成立した事情を振り返って見よう。⁽²⁾
 先代旧事本紀には聖徳太子の撰になることを示す序文が付されているが、序文は後世の偽書である。この偽書である序の成立年代と作者について異なった推論が行われている。

御巫清直は釈日本紀に引く承平の日本紀講義の記録に基づき、承平私記の筆者である橘仲遠の師に当たる矢田部公望が、公望の師に当たる藤原春海が唱えた古事記が史書の始めであるとする学説に叛旗を翻して、承平の日本紀講義の博士として、「上宮太子所撰先代旧事本紀十卷」を史書の始めと説いたことを証拠に挙げて、藤原春海が博士として講じた延喜の日本紀講義の時にはこの序文は存在しなかったと推定し、それ故、序文の成立は延喜と承平の間であるという結論を引き出している。御巫清直は更に踏み込んで矢田部公望が物部氏や矢田部氏に伝わる古伝を自ら序文に書き上げた可能性すら示唆している程である。鎌田^{二九六}は、御巫^{二八三}の推論が理詰めに過ぎることに不審を抱き、序文に見える「神皇系図」という書名が平安時代の書物には一切見えないことから推して、序文は平安末期から鎌倉中期にかけてのある時点に成立したと解すべきであることを説き、別の推定を試みている。

確かに鎌田^{二九六}が疑念を表明する通り、御巫^{二八三}の推論には無理があると言わざるを得ない。矢田部公望は藤原春海が行った延喜の日本紀講義では「尚復」を勤めているのであり、もし延喜まで序文が無かったのに、承平の日本紀講義の時には序文が付されていたのであったとすれば、矢田部公望がこの序文が成立した経緯について何らかの解説を試みない筈がないという鎌田^{二九六}の推論の方が遙かに的を射ているに違いないからである。

とはいえ、鎌田^{二九六}の推論にも疑問が残る。何故ならば、鎌田^{二九六}が攻撃目標としている御巫^{二八三}の推論には別の難点が含まれているからである。御巫^{二八三}の引く釈日本紀に引く承平の講義の私記の筆者は「尚復」であった橘仲遠ではなくて、博士であった矢田部公望本人であったと推定されるからである。⁽³⁾従って、先代旧事本紀が史書の始まりであると説いたのは矢田部公望であるものの、古事記が史書の始めであると説いた「先師」とは藤原春海だ

けではなくてその師に当たる善淵愛成や更にその師に当たる菅野高年をも含むと推定するのが順序に適った推論である。承平の日本紀講義の筆記録である日本書紀私記(丁本)には「師説」つまり矢田部公望が「延喜説」や「元慶説」を引いている箇所がある。藤原春海や善淵愛成に独自の学説であれば「延喜説」や「元慶説」として引くところである。従つて「先師説」という場合には菅野高年辺りに始まる従来の定説を指していると解されるのであり、「承平ノ頃既ニ序文ヲ附シテ、上宮太子ノ所撰トシタルコト見ツベシ」という御巫ハ八三の推定は成り立つものの、延喜の頃まで先代旧事本紀には「序ナカリシ證ナリ」という推定は成り立たない筈である。従つて延喜と承平の間に「序文ヲ附シテ、上宮太子ノ所撰トシタルコト見ツベシ」という結論には至らないことになる。言い換えれば、菅野高年や善淵愛成は先代旧事本紀を見ていなかったと解すべき可能性が発生するということである。

聖徳太子の撰であるとする序文は、偽書であれ、案外古いものであるかも知れないということでもある。とする鎌田^{二九二}の推論の射程が問題とされざるを得ない。序文の後半が仮に平安末期から鎌倉中期にかけてのある時点に追記されたとする鎌田^{二九三}の推論が当たっているとすると、序文の前半も同じ頃に作成されたという結論は直ちには引き出せない筈であるからである。

次に先代旧事本紀の作者を推定して見よう。

物部敏^久の作であろうと推認される。新撰姓氏録において「天神」とされ、「天孫」には入れて貰えなかつた饒速日尊を祖神と仰ぐ物部氏が、自らに伝わる古伝であり、饒速日尊が天孫であることを伝える「天孫本紀」を書き残すことを目的の中心に据えて編纂した書物であろうとする御巫清直の推量^が的を射ているに違いないからである。

先代旧事本紀はいつ頃に成立した書物であろうか。

職員令集解、神祇官条、鎮魂の箇所に見える行間書き入れに引く穴記に先代旧事本紀からの引用がある。穴記は

穴太内人の手になる養老令の私記つまり注釈書であるが、穴記が引くところから推定するに、先代旧事本紀は穴記よりも以前に成立した書物と判定される。ところで政事要略の引く「集解云」には「穴云」の代わりに「古事記云」とあるが、ここでいう「古事記」は固有名詞ではなくて一般名詞である。言葉を変えて言えば、太安万侶が和銅五（七三）年に撰定した『古事記』という書物を指すのではなく、古き出来事を記録した書物を広く指し、ここでは具体的には『先代旧事本紀』のことである。

それでは穴記はいつ頃に成立した書物であろうか。

穴記には「原大夫」が登場する箇所がある。「原大夫」こと物部敏久が物部中原宿禰という姓を賜ったのは、弘仁四（八三）年正月のことであるから、穴記の成立の上限は弘仁四年と推計される。おそらくは穴記のもとである穴太内人の行った養老令の講義には時により物部敏久も出席して、自説を述べることもあつた模様である。

三

穴記の成立年代の推計には大きく分けて甲乙の二説がある。甲説は穴記は延暦一七（七六八）年の格を知らないと見て、穴記の成立年代の下限を延暦一七年以前と推定する。甲説の根拠は職員令集解、正親司条に見える「皇親名籍」に引く穴記にある。次に引用する。

穴云。皇親譜四世以上也。五世王非。但放格耳也。

滝川政次郎はこの箇所を次の趣旨に解している。

五世の王は皇親に非ずと雖も、五世の王を皇親に入れる格文あれば、その格制に従ふべしとなり。⁽¹⁰⁾

滝川が穴記にいう「格」を「五世の王を皇親に入れる」慶雲三(七〇〇)年二月の格と捉えていることは明白である。更に篤弘道は滝川の読みに寄り添う形に穴記を解釈して、穴記は慶雲三年二月の格を廃止して五世王は皇親には入らないとする令本文の定めに戻した延暦一七年閏五月の格を知らないという結論を導きだし、かくて穴記成立の下限を延暦一七年に求めている。押部佳周も篤の見解に同調している。⁽¹¹⁾

これに対して乙説は、穴記にいう格を別に解する。井上光貞は穴記にいう格を延暦一七年閏五月の格と解している。⁽¹²⁾尤も、穴記にいう格を延暦一七年閏五月の格だけに限定する必要は無い。穴記は慶雲三年二月の格と延暦一七年閏五月の格を時系列に沿って並べて考えていて、令制が格により一転二転する有り様を追憶しながら、制度の変遷を簡潔に語っていることが出来るからである。

ともあれ「穴云」が延暦一七年閏五月の格を知っていることは確実である。継嗣令集解皇兄弟条に引く「朱云」の引く「穴云」を次に引用する。⁽¹³⁾

穴云。文云。自親王五世。雖得王名不在皇親之限者。五世僅得王名。至六世必賜姓成臣。不可得王名耳。

穴記への朱筆による追記はいう。一世である親王から数えて五世代目になると皇族の子供たちであっても、王という名称を僅かに用いることが出来るだけであつて、皇親には入らないと。ここで「穴云」が令制に復帰したという前提に立つて、「自親王五世。雖得王名不在皇親之限」という令の本文を引用し、解説を加えていることに疑い余地はない。また衣服令集解諸王条に引く穴記を次に引用する。⁽¹⁴⁾

六云。五世王。凡不入諸王之処也。令通例而習耳。

五世王は諸王には入らない。それが習いであると語っている。これを見れば延暦一七年閏五月の格の発布より後にこの箇所の穴記が執筆されたことは確実である。

尤も穴記に興大夫が登場すると解する井上光貞の読みには疑問が生じる。井上光貞は考課令2官人景迹条(15)集解に登場する「興大夫」は穴記が引用したものであると解している。だが、これは誤読である。官人景迹条において「興大夫」を引いているのは井上光貞もそう解することく讃記であつて穴記ではない。(16)穴記にはただ「大夫」とだけあつて「興」の字はない。ここでの「大夫」は物部敏久を指すものと推定される。物部敏久は大同三(868)年正月に「外従五位下」に進んでいる。穴太内人は知り合ひである物部敏久のことを五位の通称を用いて「大夫」と記したものである。穴記の成立時点については弘仁四年以後であることまでは推計できるものの、その先にははかばかしくは進めない。従つて、穴記の成立時点をまず推計して、そこから先代旧事本紀の成立の下限を推算するという手順は余り有効ではないことが判明する。先代旧事本紀の本文に探りを入れて、そこにその成立事情を探る直接の手掛かりを求める方が近道ではあるまいか。

国造本紀に見える加我國造の記事のうち追記と思しい「嵯峨朝御世弘仁十年割越前国分(19)加賀國」の箇所は先代旧事本紀の清書がほぼ完了した時点を示すために書き残したものである。越前の国から加賀の国が分離したのは『類聚三代格』によれば弘仁十四(833)年のことである。(20)ところが追記には「弘仁十年」と記されている。弘仁十四年の出来事を記録するのにわざわざ「四」の文字を隠してしまつてゐるかの如くである。しかも「嵯峨朝御世」の「嵯峨」を「山差山我」(21)と四文字に分けて綴つてある。弘仁十年に注目を集める仕掛けが施されていることは明白である。これは恐らくは謎掛けであるうと推量される。編者が自らの名前と編集の時期を謎々に託して後世

に伝えたものではあるまいか。

謎解きに挑戦して見よう。そもそも弘仁十年とはどんな年なのか。大宝元年から弘仁十年までの格式を集めた書物がある。人も知る弘仁格式である。弘仁格式を編纂した立役者がいる。知る人ぞ知る中原敏久である。嵯峨朝の弘仁年間にそれも弘仁十一年四月に弘仁格式が施行された前後、おそらくは弘仁十年に格式の編纂の作業が終了した直後に先代旧事本紀の編集を開始して順調に事を進め弘仁十四年にはほぼ成稿を書き上げ、嵯峨帝の死去した直後の天長元(八四)年か或いは数年のうちに編者と成立時点を謎に込めた追記を行ったものと推量して置きたい。

ともあれ先代旧事本紀も穴記も相前後して天長初年に書き上げられた書物と推測される。穴記には興大夫は登場しない。中原敏久が興原宿祢の姓を賜ったのは、天長元年と同四年の間のことである。穴記は興大夫を知らないところから見ても天長四年以前の成立と推算される。実際、令義解の編纂には令釈と跡記と穴記という三代注釈書が資料として取り上げられており、興原敏久が令義解の編纂に加わった天長八(八三)年には穴記は完成していたものと推定されるからである。六太内人と物部敏久とはお互いに穴記と先代旧事本紀を贈呈し合った模様である。

こうして見ると天孫本紀には物部氏に伝えられた古い伝承や記録が出典として相当程度に採録されており、こうした古い伝承や記録は相当に当てる貴重な史料ではないかと推定される。

天孫本紀のうち、古事記や日本書紀にも勝る古伝を伝える箇所はどの部分であろうか。

また物部敏久が古事記や日本書紀に基づき弘仁年間に書き足した箇所はどの部分であろうか。

四

先代旧事本紀巻第五、天孫本紀に見える物部氏系図には伊香色雄命の記事は次の様にある。²⁴⁾

六世孫 武建大尼命。鬱色雄大臣之子。

此命、春日天皇御世爲大尼供奉。

(中略)

弟伊香色雄命

此命、春日宮御宇天皇御世。爲大臣。(後略)。

一方、新撰姓氏録左京神別、穗積朝臣の条にはこうある。⁽²⁵⁾

穗積朝臣

石上同祖。神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也。

「伊香色雄命」の系譜に占める位置に違いが認められる。穗積朝臣の条には、「饒速日命五世孫」とあるのに対し、天孫本紀には「六世孫」とある。

更に采女朝臣の条と穗積臣の条にはこうある。⁽²⁶⁾

采女朝臣

石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也。

穗積臣

伊香賀色雄男大水口宿禰之後也。

采女朝臣も穗積朝臣と同様に「伊香色雄」ないし「伊香賀色雄」が「饒速日命五世孫」であるとして、この伝承を前提として「伊香色雄」の男子である「大水口宿禰」は「饒速日命六世孫」に当たると数えていた様子が浮かび上がって来る。

こうして見れば、穗積朝臣や采女朝臣や穂積朝臣は古伝を伝えている模様である。こうした異伝はどのように発生したのであろうか。

五

天孫本紀に見える物部氏系図における女子の記事は次の通りである。皇后や皇妃になったと伝わる女子だけが系図に登場することは見やすい。例外は物部鎌姫であるが、蘇我馬子が天皇並の地位に置かれていることは見逃せない。

鬱色謎命（五世孫）

此命。輕境原宮御宇天皇立爲皇后誕生三皇子。則大彥命。次春日宮御宇天皇。次倭跡命是也。春日宮御宇天皇尊皇后爲皇太后。磯城瑞籬宮御宇天皇尊爲大皇太后。

伊香色謎命（六世孫）

此命。輕境原宮御宇天皇立爲皇妃。誕生彦太忍信命也。天皇崩後。春日宮御宇天皇。即以庶母立皇后。誕生皇子。即是磯城瑞籬宮御宇天皇也。尊爲皇太后。纏向天皇御世追贈太皇太后。

物部五十琴姫命（九世孫）

此命。纏向日代宮御宇天皇御世。立為皇妃。誕生一児。即五十功彦命是也。

物部山無媛連公（十世孫）

此連公。輕島豐明宮御宇天皇立為皇妃。誕生太子兔道稚郎皇子。次矢田皇女。次雌鳥皇女。其矢田皇女者難波高津宮御宇天皇立為皇后。

物部鎌姫大刀自連公（十五世孫）

此連公。少治田豐浦御宇天皇御世。為參政奉齋神宮。宗我嶋大臣為妻。生豐浦大臣。名曰入鹿連公。

記事の出典を詮索して置こう。古事記や日本書紀に合致する記事と古事記や日本書紀には見えない記事とに分かれる。

次の記事は古事記や日本書紀には見えない。これらの記事は物部氏の伝承に基づく異伝を採録したものに違いない。

物部五十琴姫命（九世孫）

此命。纏向日代宮御宇天皇御世。立為皇妃。誕生一児。即五十功彦命是也。

物部山無媛連公（十世孫）

此連公。輕島豐明宮御宇天皇立為皇妃。誕生太子兔道稚郎皇子。次矢田皇女。次雌鳥皇女。其矢田皇女者難波高津宮御宇天皇立為皇后。

物部鎌姫大刀自連公（十五世孫）

此連公。少治田豐浦御宇天皇御世。為參政奉齋神宮。宗我嶋大臣為妻。生豐浦大臣。名曰入鹿連公。

古事記や日本書紀の記事に合致するのは、鬱色謎命と伊香色謎命の二人の記事である。記事を対照して置く。まず鬱色謎命である。

鬱色謎命（五世孫）

此命。輕境原宮御宇天皇立爲皇后誕生三皇子。則大彥命。次春日宮御宇天皇。次倭跡命是也。春日宮御宇天皇尊皇后爲皇太后。磯城瑞籬宮御宇天皇尊爲大皇太后。

（孝元記）

内色許賣命、生御子、大毘古命。次少名日子建猪心命。次若倭根子日子大毘毘命。

（孝元紀）

四年春三月……遷都於輕地。是謂境原宮。

七年春二月……立鬱色謎命爲皇后。々生二男一女。第一曰大彥命。第二曰稚日本根子彥大日々天皇。第三曰倭迹々姬命。一云、天皇母弟少彥男心命也。

（開化紀）

元年春正月……尊皇后爲皇太后。

次は伊香色謎命である。

伊香色謎命（六世孫）

此命。輕境原宮御宇天皇立爲皇妃。誕生彥太忍信命也。天皇崩後。春日宮御宇天皇。

即以庶母立皇后。誕生皇子。即是磯城瑞籬宮御宇天皇也。尊為皇太后。纏向天皇御世追贈太皇太后。

(孝元紀)

七年春二月……妃伊香色謎命生彦太忍信命。

(開化紀)

六年春正月……立伊香色謎命為皇后。是庶母也。后生御間城入彦五十瓊殖天皇。

(崇神紀)

元年春正月……。尊皇后曰皇太后。

鬱色謎命と伊香色謎命の箇所は、日本書紀の記録に基づき、原系図に追記された箇所の模様である。鬱色謎命の箇所については、孝元紀にいう「倭迹々姫命」を「倭跡命」という皇子に変更している。おそらくは「倭迹々姫命」という名前を古事記や一書に見える「少名日子建猪心命」や「少彦男心命」という皇子の別名と捉え、姫の一字を削ったものと推量される。また「太皇太后」の追贈記事は創作による追記であろう。

六

追記の箇所を削って系図の原形を復元する手立てに入ろう。

鬱色謎命と伊香色謎命を含む五世孫と六世孫の箇所の記事をまず引用する。

五世孫 鬱色雄命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。拜為大臣奉齋大神。活馬長砂彦妹芹田真稚姬為妻生一兒。

妹 鬱色謎命

此命。輕境原宮御宇天皇立為皇后誕生三皇子。則大彥命。次春日宮御宇天皇。次倭跡命是也。春日宮御宇天皇尊后為皇太后。磯城瑞籬宮御宇天皇尊為大皇太后。

弟大綜杵命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。為大祿。春日率川宮御宇天皇御世為大臣。則皇后大臣奉齋大神。高屋阿波良姬為妻生一兒。

弟大峯大尼命

此命、春日宮御宇天皇御世。為大尼供奉。其大尼之起始發此時矣。

六世孫

武建大尼命。鬱色雄大臣之子。

此命、春同天皇御世為大尼供奉。

妹伊香色謎命

此命。輕境原宮御宇天皇立為皇妃。誕生彦太忍信命也。天皇崩後。春日宮御宇天皇。即以庶母立皇后。誕生皇子。即是磯城瑞籬宮御宇天皇也。尊為皇太后。纏向天皇御世追贈太皇太后。

弟伊香色雄命

此命、春日宮御宇天皇御世。為大臣。磯城瑞籬宮御宇天皇御世詔大臣。為班神物。(後略)

次に追記とらしい記事を除いて引用する。

五世孫 鬱色雄命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。拜爲大臣奉齋大神。活馬長砂彦妹芹田眞稚姫爲妻生一兒。

弟大綜杵命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。爲大祢。春日率川宮御宇天皇御世爲大臣。則皇后大臣奉齋大神。高屋阿波良姫爲妻生一兒。

弟大峯大尼命

此命、春日宮御宇天皇御世。爲大尼供奉。其大尼之起始發此時矣。

六世孫 武建大尼命。鬱色雄大臣之子。

此命、同天皇御世爲大尼供奉。

弟伊香色雄命

此命、春日宮御宇天皇御世。爲大臣。磯城瑞籬宮御宇天皇御世詔大臣。爲班神物。（後略）

こうして見ると、「鬱色雄命」という名前も怪しい。「鬱色謎命」という名前から派生した名前である疑いが濃い。ここには元々は武建大尼命の名前が挙がっていたと推察される箇所である。そこで「鬱色雄大臣之子」以下の追記とらしい記事を更に削って見ると、物部系図の原形は次の様な形に復元される。

五世孫 武建大尼命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。拜爲大臣奉齋大神。活馬長砂彦妹芹田眞稚姫爲妻生一兒。

弟大綜杵命

此命、輕境原宮御宇天皇御世。為大祢。春日率川宮御宇天皇御世為大臣。則皇后大臣奉齋大神。高屋阿波良姬為妻生二兒。

弟大峯大尼命

此命、春日宮御宇天皇御世。為大尼供奉。其大尼之起始發此時矣。

弟伊香色雄命

此命、春日宮御宇天皇御世。為大臣。磯城瑞籬宮御宇天皇御世詔大臣。為班神物。(後略)。

六世孫 建膽心大祢命。武建大臣之子。

此命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世始為大祢供奉。

孫 多弁宿禰命。大綜杵大臣之子。

此命、同天皇御世為宿禰供奉。

弟安毛建美命

此命、同天皇御世為侍臣供奉。

孫 大新河命。伊香色雄大臣之子。

此命。纏向珠城宮御宇天皇御世元為大臣。次賜物部連公姓。則改為大連奉齋神宮。其大連之號始起此時。

紀伊荒川戶俤女中日女為妻生四男。

第十市根命。

此命。纏向珠城宮御宇天皇御世賜物部連公姓。元為五大夫一。次為大連奉齋神宮。(中略)。物部武諸隈連公女子時姬為妻生五男。

弟建新川命。

弟大咩布命。

此二命、同天皇御世爲侍臣供奉。

七

復元された物部氏の系図は欠史八代の王たちの世代を判定する物差しとして使うことが出来る。

三世孫 大禰命

片塩浮穴宮御宇天皇御世。

タマテミ王（安寧）

弟出雲醜大臣命

輕地曲峽宮御宇天皇御世。

スキトモ王（懿徳）

弟出石心大臣命

掖上池心宮御宇天皇御世。

カエシネ王（孝昭）

四世孫 三見宿禰命

秋津嶋宮御宇天皇御世。

オシヒト王（孝安）

大矢口宿禰命

廬戸宮御宇天皇御世。

フトニ王（孝靈）

五世孫 武建大尼命

輕境原宮御宇天皇御世。

クニクル王（孝元）

弟大峯大尼命

春日宮御宇天皇御世。

オオヒヒ王（開化）

六世孫 建膽心大祢命

磯城瑞籬宮御宇天皇御世。

ミマキ王（崇神）

世代がほぼ確定する結果、天孫本紀に見える尾張連の系図に錯簡のあるらしいことが判明する。七世孫の箇所の記事を次に引用する。

七世孫 建諸隅命

此命、腋上池心宮御宇天皇御世。爲大臣供奉。葛木直祖大諸見足尼女子諸見己姫 生一男。

妹大海姫命

此命、磯城瑞籬宮御宇天皇立爲皇妃。誕生一男二女。即八坂入彦命。次 中城入姫命。次十市瓊入姫命是、一々。

「建諸隅命」と「大海姫命」では明らかに世代が合わないことは明白である。ここには錯簡が潜んでいることに間違いはあるまい。尾張連の系図の始まりの部分に重複が見られることは良く知られている。今重複の箇所を引用しよう。

三世孫 天忍人命

此命、異妹角屋姫、亦葛木出石姫爲妻。生二男。

次天忍男命

此命、葛木土神劔根命女賀奈良知姫爲妻。生一男一女。

妹忍日女命

四世孫 瀛津世襲命亦云葛木彦命。尾張連祖。天忍男之子。

此命、池心朝御世爲大連供奉。

次建額赤命

此命、葛城尾治置姫爲妻生一男。

妹世襲足姫命亦名日置姫命。

此命、腋上池心宮御宇觀松彦香殖稻天皇立皇后。誕生一皇子。則彦國押人命。次日本足彦國押人天皇是也。

孫 天戸目命。天忍人命之子。

此命、葛木避姫爲妻生二男。

次天忍男命、大嬖壬生部連等祖。

「天忍男命」が三世孫と四世孫の箇所重複して出現する。ここはもともとは「建諸隅命」の名前が並んでいた箇所ではあるまいか。こうした推量が的を射ているとすれば、尾張連の系図のうち四世孫の箇所は次の様に復元されることとなる。

四世孫 瀛津世襲命亦云葛木彦命。尾張連祖。天忍男之子。

此命、池心朝御世爲大連供奉。

次建額赤命

此命、葛城尾治置姫爲妻生一男。

妹世襲足姫命亦名日置姫命。

此命、腋上池心宮御宇觀松彦香殖稻天皇立皇后。誕生二皇子。則彦國押人命。次日本足彦國押人天皇是也。

孫 天戸目命、天忍人命之子。

此命、葛木避姬爲妻生二男。

次建諸隅命

此命、腋上池心宮御宇天皇御世。爲大臣供奉。葛木直祖大諸見足尼女子諸見己姬 生一男。

尾張連の系圖のうち饒速日命の孫である「天村雲命」から七世孫までの箇所は次の様に補修されることとなる。(括弧内は日本書紀に拠る記事である)。

孫 天村雲命。亦名天五多底

此命、阿俾良依姫爲妻。生二男一女。

三世孫 天忍人命

此命、異妹角屋姫、亦葛木出石姫爲妻。生二男。

次天忍男命

此命、葛木土神劔根命女賀奈良知姫爲妻。生二男一女。

妹忍日女命

四世孫 瀛津世襲命亦云葛木彦命。尾張連祖。 天忍男之子。

此命、池心朝御世爲大連供奉。

次建額赤命

此命、葛城尾治置姫爲妻生一男。

妹世襲足姫命亦名日置姫命

(此命、腋上池心宮御宇觀松彦香殖稻天皇立皇后。誕生一皇子。則彦國押人命。次日本足彦國押人天皇是也)。

孫 天戶目命、天忍人命之子。

此命、葛木避姫爲妻生二男。

次建諸隅命

此命、腋上池心宮御宇天皇御世。爲大臣供奉。葛木直祖大諸見足尼女子諸見姫 生一男。

五世孫 建箇草命建額赤命之子。多治比連。津守。連。若倭部連。葛木直祖。

孫 建斗米命、天戶目命之子

此命、紀伊國造智名曾妹中名草姫爲妻。生六男一女。

次妙斗米命六人部連等祖

六世孫 建田背命。神服連。海部直。丹波國造。但馬國造等祖。

次建宇那比命。

此命、城嶋連祖節名草姫 生二男一女。

次建多乎利命。笛連。若犬甘連等祖。

次建彌阿久良命。高屋大分國造等祖。

次建麻利尼命。石作連。桑內連。山邊縣主等祖。

次建手和邇命。身人部連等祖。

妹宇那比姬命。

七世孫 命。建斗米命之子。

次 命

妹大海姬命

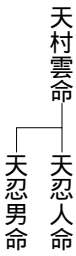
(此命、磯城瑞籬宮御宇天皇立爲皇妃。誕生一男二女。即八坂入彦命。次 中城入姬命。次十市瓊入
姬命是云々)。

饒速日命から数えて四世孫の段階で初めて觀松彦香殖稻に仕えている。

これはそれまでは独立の王であったことを示す史料に違いない。

八

かくて葛木王朝の王たちが復元されるに至る。



畿内王権の産土の地は葛木の地であり、そこに葛木王朝が成立したことを窺わせる。饒速日命を祖神とする王朝

であったことは明白である。始祖王は「天村雲命」であった。やがて「天忍人命」と「天忍男命」の治世を経て、葛木王朝は磯城県主の勢力と合流して、纏向の建設に取り掛かったものと推量される。あるいはその宮処は記紀に伝える次の宮地にあったのではあるまいか。

天村雲命	葛城高岡宮
天忍人命	片鹽浮穴宮
天忍男命	輕境岡宮
觀松彦香殖稻	葛城掖上池心宮
日本足彦国押人	葛城室秋津島宮

物部氏系図における四世孫と尾張氏系図における三世孫はどちらも觀松彦香殖稻の治世を含んでおり時代が対応するので、葛木王朝と復元した物部氏系図の三世孫以下を繋いで、世代の活動年代を推計することにしよう。⁽²⁷⁾ それぞれの世代の活動年数を平均で二五年とすれば、御間城入彦の治世年代を起点とする逆算により、それぞれの世代の活動年代は次の様に推計される。

一世（子）	天香久山命	天村雲命	活動年代の推計
二世（孫）	天忍人命	天忍男命	一六〇頃～一八五頃
三世孫	大禰命	片鹽浮穴宮御宇天皇（安寧）	一八五頃～二一〇頃
			二一〇頃～二三五頃

- 弟出雲醜大臣命 輕地曲峡宮御宇天皇（懿徳）
- 弟出石心大臣命 掖上池心宮御宇天皇（孝昭）
- 四世孫 三見宿禰命 秋津嶋宮御宇天皇（孝安） 二三五頃～二六〇頃
- 大矢口宿禰命 廬戸宮御宇天皇（孝靈）
- 五世孫 武建大尼命 輕境原宮御宇天皇（孝元） 二六〇頃～二八五頃
- 弟大峯大尼命 春日宮御宇天皇（開化）
- 六世孫 建膽心大祢命 磯城瑞籬宮御宇天皇（崇神） 二八五秋年～三一八秋年

ひよつとすると日本書紀神代上第七段の一書に見える「天叢雲劍」とは天村雲命が所持していた劍ではあるまいか。もともとは葛木劍根命が天村雲命に服属する際に献上した劍であつて、畿内における王権の発祥を示す宝器なわけではあるまいか。
なお後考を俟ちたい。

注

- (1) 本居宣長『古事記伝』巻一、「舊事紀といふ書の論」。一四一～一五頁。
- (2) 御巫清直『先代旧事本紀析疑』（明治一六年二月脱稿）。および横田健一、天理図書館善本叢書『先代旧事本紀』「解題」。八木書店、一九六。を参照されたい。
- (3) 蓮沼啓介「天皇号の成立」参照。

- (4) 物部敏久の伝記については、滝川政次郎『令集解釋義』「解題」。同「九条家本弘仁格抄の研究」(『法制史論集』一所収)一九七〜一九九頁。特に注12、22を参照されたい。
- 『大日本人名辞書』講談社、一九四、オキハラトシヒサの項を見ると、弘仁格式序の古写本には敏久に傍訓して「カシク」とあると滝川は記すが、「カシク」の「カ」は「御」を示す片仮名であり、「ミシク」と読む。
- 因に国史大系本、卷末付載の令義解序には「ミシク」とある。
- (5) 御巫清直『先代旧事本紀析疑』四五四〜四五六頁。鎌田九三、一〇〇頁。安本二〇三、六三丁、九七頁の解説を参照されたい。
- (6) 「鎮魂」集解の再現(本稿付録の一)を参照されたい。因に穴記は令釈に先行する令私記を古記を含めて「古私記」という一般名詞で呼んでいる。
- (7) 戸令集解応分条。令集解釋義、二六三頁
- (8) 日本後紀、卷二十二、国史大系本、一四三頁。滝川「九条家本弘仁格抄の研究」、注13。
- (9) 『令集解釋義』一一四頁。
- (10) 『令集解釋義』一一四頁上段欄外。
- (11) 黨二五箇、四七頁。押部九六、二八六頁。従来の通説が穴記の筆者を穴太内人であると推定するのに対して、押部九六は、穴記の記事の内に「原穴記」「私案」「問答」「今説」「今師説」といった階層をなす区分を見いだし、穴太内人を含む複数の筆者を想定する後人追記説を唱えている。

押部の根拠はほぼ二点に纏められる。まず「原穴記」の学説と「私案」とが異なるという事実が認められる。一人の学者の唱える学説が相互に矛盾するのはおかしいと押部は主張する。また、北條九六が指摘する職員令兵部卿一人条に引く穴記の様に「原穴記」の記事と「私案」とが別人の手になるとしか考えられない箇所があるという事実もあ

る。まず第二の論拠を点検して置こう。職員令兵部卿一人条に引く「穴云」以下の箇所は次の通りである。

穴云。武官版位不合在朝廷。故不云版位。私案。公式令云。文武職事散官、朝參行立。各依位次爲序者。此文已称文武職事。何而穴云。称武官不合在朝廷哉。

「穴云」の筆者と「私案」の筆者が別人であることに疑いの余地はない。但し問題は残る。「私案」は穴記の一部であるのかどうか解釈が分かれるところであるからである。ここでの「私案」の筆者は、筆者（蓮沼）の読みによれば、令集解の編者である惟宗直本であると解される。従つて、もし私見が正しいとすれば、北條や押部の主張は成立しないことになる。

次に第一の論拠を点検する。押部や北條が「原穴記」と呼ぶ令本文を引き注解を加える部分は、先行学説を説明する箇所であると解される。先行学説には古記や令釋に加えて、穴太内人の師に当たるらしい椋橋部家長の学説とらしい学説が含まれている。これに対して穴太内人は自説を「私案」として開陳しているのであり、更に問答が続く。従つて、先行学説の説明と穴太内人に独自の学説の主張が時には矛盾し合うことになるとしても、そこに不合理な矛盾は一切存在しない。通説をまず挙げ、通説に対して賛否を示し、その上で通説に対して自説を独自に展開して、或いは補足し或いは批判するのは法解釈の説明としては極く当たり前の手順であるからである。

従つて、北條や押部の主張は成立しないことになる。

「椋哲」こと椋橋部家長が穴太内人の師であろうと滝川政次郎が既に推定してこう語っている。「椋哲を引けるもの大半は穴記なれば、家長は或ひは内人の師ならんか」（『令集解釋義』七一頁上段の欄外）。

押部や北條が穴記の内部に階層を見いだした功績は大きいが、穴記は追記の部分（の殆ど）を除けばやはり穴太内人の私記と解すべきである。穴太内人の師に当たるらしい「椋哲」こと椋橋部家長の学説を令釈に続き時に令釈説に叛旗を翻す新しい段階の学説としてほぼ取り出したところに押部や北條の最大の業績があると論評して置きたい。

なお詳しくは北條秀樹「穴六」令集解『穴記』の成立（彌永貞三先生遺曆記念会編『日本古代の社会と経済』下巻、吉川弘文館、所収）を参照されたい。

(12) 井上光貞一九七、七八五頁

(13) 『令集解釋義』四六二頁。この「朱云」は「在穴記背」穴記の紙背に朱筆で書き込まれた一文である。「穴云」とある通り、穴六内人が朱筆で自作である『穴記』の紙背に追記した一文であろう。

因に穴六内人は跡記にも追記を行っていることが田令集解六年一班条に引く「跡云」によって判明する。次に引用する。

跡云。穴博説。為生益隱首立條。取死人口分。授生益等。悉不亂授也。

朱云。田六年一班者。未知。計年何。

貞説。元年正月起。二年二月卅日畢。

然後。七年亦給者何。凡何年可注班年。始年歟。畢年歟。

後度。貞不明。

決云。與造籍條。可同義者。而則貞志。訖年可云給年耳。同私。

或云。田六年一班。還取身死等田。給生益等耳。更不亂給。又身死分者。以班年即收受。逃走分田外條有文。

此説。在
跡後也。

「或云」の末尾の箇所には「此説在跡後也」と割り注があつて、「穴博説」以下の文章が跡記に後から追記されたことが判明する。「穴博説」から「朱云」の前までが穴六内人による書き込みの箇所である。「穴云」為生益隱首立條。取死人口分。授生益等。悉不亂授也」と書き込んだものであろうから、「穴云」は穴六内人の自称であると推量される。「穴云」を「穴博説」と表示したのは令集解の編者である惟宗直本である。直本はわざわざ「穴博説」と表記す

ることにより、この箇所の穴説が『穴記』からの引用ではないことを明示しているわけである。

因に戸令国郡司条に引く「穴太云。文称百姓。然則郡司里長向境者。不在禁限。師不依此説耳。」や戸令造戸籍条に引く「但穴太云。椋橋部等先衆不肯許。可求。」に出現する「穴太云」は「穴の筆者の自称（井上光貞）ではなく、ここの「穴太」は令集解の編者である惟宗直本が穴記の筆者を示すために用いた呼称と解すべきである。また戸令先姦条に引く穴記の問答の答に引く「穴太博士説。至終身不許婚也。可問他。今説同之」に出現する「穴太博士説」は次の問答の答えにいう「私案」が穴太内人のことであることを示すために、令集解の編者である惟宗直本がわざわざ用いた呼称と解すべきである。穴記の原文には「答。私案。至終身不許婚也。可問他。今説同之」とあったと推定される箇所である。なお北條前掲。三八四―三八七頁を参照されたい。

(14) 井上辰雄^{二九}「跡記及び穴記の成立年代」続日本紀研究一二二、二五（六五）頁

(15) 井上光貞は「考課令1内外官条」と記しているが、内外官条集解に興大夫が登場するのは「當司長官」の箇所に引く「讚案」の中だけであり、興大夫は他の箇所には出現しない。つまりここで興大夫を引くのは讚記である。井上光貞が念頭に置く箇所は官人景迹条であろうから、この箇所に「考課令1内外官条」と記すのは明白な誤りである。おそらくは思い違いによる誤記であろう。井上光貞前掲、七八四頁

(16) 国史大系本、五五一頁。『令集解釋義』四九〇頁。考課令集解、官人景迹条のうち「隱其功過」の箇所に引く讚記を復元した本稿付録の二を参照のこと。ほかに官人景迹条のうち「功過竝附」の箇所にも興大夫が登場する。

(17) 国史大系本、五四九頁。『令集解釋義』四八八頁。

(18) 滝川^{二九}、二〇四頁注15参照

(19) 先代旧事本紀、一四八頁

(20) 類聚三代格、一九五頁以下

(21) 安本前掲、二六頁に掲げる写真四には「山老山我朝」と見える。

(22) 類聚国史、巻九十九、天長元年正月丁巳祭および天長四年正月癸未祭。

(23) 押部二九八、三四二頁

(24) 先代旧事本紀、六一頁

(25) 新撰姓氏録、本文編、二二三頁

(26) 新撰姓氏録、本文編、二二五頁及び二二四頁

(27) もともと天村雲命は天香久山命（天香語山命ともいう）の子ではなくて弟であつたものと推量される。饒速日命から数えると、天村雲命は一世の子供であり、天忍人命や天忍男命は二世の孫ということになる。天孫本紀に見る饒速日命の降誕の物語は、神話になりかけた伝説であり、素材となつた史実や伝承の原形を良く保存している。饒速日命にせよ天村雲命にせよ天香久山命にせよ古の倭の奴の国の国の王族を神人として描いた人物像である模様である。

北部九州における伊都国との主導権争いに敗れて、新天地を求めて山跡の地に到来した奴国の王族たちは、まず生駒の山を越えて大和の鳥見の辺りに勢力を張っていた在地の豪族と通婚して、更に、葛木や磯城へと向かつたものである。天村雲命は葛木に進み、天香久山命は磯城に進んで在地の勢力と通婚するに至る。磯城津彦玉手看や大日本彦相友はおそらくは天香久山命の子供たちか孫たちに当たるのである。タマデミ王やスキトモ王は纏向の開発を始めた王たちの模様である。やがて葛木王朝と磯城の梟主の勢力とはカエシネ王の時代に協力関係に入り、纏向の建設を強力に押し進めて行くわけである。

饒速日命と天香久山命という二人の神人の伝説はやがて変形して、一方では瓊瓊杵尊と彦火火出見尊という二柱の神の物語を派生し、他方では彦火火出見尊という分身から更に神日本磐余彦という変化身を派生させ、こうした変化身の派生を介して、神日本磐余彦とその子である神淳名川耳という神武紀に登場する二人の神人の物語に発展する。

神日本磐余彦や神淳名川耳はもともとは饒速日命や天香久山命の分身なのである。神武紀に伝える畿内平定の物語の原形は、要するに、天孫本紀に見る饒速日命や天香久山命の降臨の物語である。饒速日命の降臨の物語は日本神話の古形を伝えているのである。別の言い方をすれば、天香久山命の別名が彦火火出見であり、亦の名は神日本磐余彦であるということである。天香久山命の物語は物部氏には伝承されずに語り部に伝えられる内に新たな変形を遂げ、やがていわゆる神武東征の伝説、言い換えれば神日本磐余彦による畿内平定の物語へと変容と発展を重ねて行つたものと推量される。

畿内平定の物語が発展変容する様子を窺つて置こう。

伊都国の王族であるフトニ王やクニクル王や百襲姫による纏向平定が原動力の模様である。饒速日命や天香久山命の分身はこうした体験を媒介として本体から分離独立して、神日本磐余彦や神淳名川耳という畿内を平定する側の神人へと成型されるに至る。一方、本体であつた饒速日命やその子供達は平定される在地の豪族の陣営に算入されることとなる。フトニ王やクニクル王の影が神日本磐余彦や神淳名川耳の内部にまで射し込んでその化身となつてしまふ。言い換えれば、神日本磐余彦や神淳名川耳の物語のうちにフトニ王やクニクル王の影が宿ることになる。

その後も何度となく繰り返し畿内を平定した歴代の大王の実績が繰り返して神日本磐余彦の物語の内側に染み込んで行く。従つて、神日本磐余彦の物語から史実を取り出すという操作は至難の業ということにならざるを得ない。様々な出来事が累積し沈澱しているため、もともとの史実の断片を切り出すことがほとんどできないまでに凝縮した神話や伝説という名の物語に結晶しているからである。神日本磐余彦の物語から史実を取り出すには、従つて、次の如き操作が必要である。すなわち、上古史の真実を一旦回復した上で、繰り返される畿内平定の体験をいわば地層の様に累積した神武紀という物語を生成した素材を、素材が累積した断面が露出している断層の如き箇所に照準を当て、回復された史実と対照しながら表層から古層に向かって地層の様になり合う物語の新旧層を慎重に丹念に丁寧に掘り

起こして行くという息の長い操作が必要である。

これとは対照的に、饒速日命の物語は史実の原形を留めた形態を保っている。天孫本紀と称する由縁であるし、素材となった史実を回復しやすい物語である。

「磐船」は山上に見られる巨石であるが、火山の噴火や隕石の落下に照らして天から降って来た岩石であると上代人は見なしていたものであろう。天の磐船が虚空を飛翔し山上に降下するという天空からの降臨の場面には、海「アマ」の「磐船」つまり巨石をも運べる大船団を組んで瀬戸内海を東に向かって航行した奴国の王族の率いる軍団の体験が素材として潜んでいるに違いない。生駒山を目印に茅渟の海から河内湖を奥に進んで現在の清滝街道の辺りで上陸して、生駒山頂よりやや北に寄りながら山を登って、幾多の巨石を擁する磐船神社の境内と生駒山頂との間に連なる岩船越えと呼ばれる辺りの稜線を越えて、田原から鳥見¹¹登美へと歩を進めたものと推測される。後に祖先が神格として捉えられるに至ると、海の大船団は天の磐船へと変形して、神人たちの軍勢が天空から「磐船」に乗って生駒山の「哮峰」に降って来たという神話と伝説との結合した物語へと発展したものであろう。神人たちが天空を飛翔するという神話の部分は天孫本紀に記され、「饒速日命」が鳥見の豪族と通婚して物部氏の祖先に当たる、「宇麻志麻治命」という神人を生むという伝説の部分は天孫本紀に伝えられ、かくて今日に至っているわけである。

2006. 4. 3. 畢

参考文献

- 阿部 武彦 一九三三 「先代旧事本紀」季刊邪馬台国五八号
 井上 光貞 一九七六 「日本律令の成立とその注釈書」(『律令』日本思想体系三、岩波書店、所収)
 井上 辰雄 一九六九 「跡記及び穴記の成立年代」続日本紀研究二二二

押部 佳周 一九六 『日本律令成立の研究』 塙書房

鎌田 純一 一九三 『先代旧事本紀の研究 研究の部』 吉川弘文館

同 二〇〇 『先代旧事本紀』の成立について』 季刊邪馬台国七三号

滝川政次郎 一九三 『令集解釈義』「解題」、国書刊行会、復刻版一九三

同 一九七 『九条家本弘人格抄の研究』(同法制史論叢一)『律令格式の研究』、所収)

蓮沼 啓介 一九四 『天皇号の成立』神戸法学雑誌 四四卷三号

北條 秀樹 一九六 『令集解』「穴記」の成立』(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』下巻、吉川弘文館、

所収)

黨 弘道 一九四 『穴記の成立年代について』『史学雑誌』六三ノ七

御巫 清直 一八三 『先代旧事本紀析疑』(神道大系古典編八『先代旧事本紀』所収)。

本居 宣長 一九六 『古事記伝』一之巻(『本居宣長全集』第九巻、大野晋編、筑摩書房)

安本 美典 二〇三 『古代物部氏と「先代旧事本紀」の謎』 勉誠出版。

横田 健一 一九六 『先代旧事本紀』「解題」天理図書館善本叢書、八木書店

付録一 「鎮魂」集解の再現

神祇令集解神祇官条鎮魂の箇所を次に引用する。

鎮魂

謂鎮安也。人陽氣曰魂。々運也。言招離遊之運魂。鎮身體之中府。故曰鎮魂。

問。案神祇令。大嘗鎮魂既在常典之中。而此重載其義何如。

答。凡祭祀之興。祈禳爲本。祈禳所科。率土共賴。唯此二祭者。是殊爲人主。

不及群庶。既爲有司之慙愼。故別起之。

又問。此令以大嘗。次鎮魂之上。神祇令以鎮魂。居大嘗之上。兩處次第何其不例。

答。此令。依事大小爲次。何者神祇令所謂天皇即位惣祭天神地祇。是則大嘗。事既重大。御亦親供。故次鎮

魂之上。神祇令者依祭先後爲次。故居大嘗之上。隨事設文。不必一例。

朱で抹消した箇所が続いている。次に抹消箇所を引用する。

釋云。鎮殿也。人陽氣曰魂。々運。人陰氣曰魄。々白也。然則召復離遊之運白。令鎮身體之中府。故曰鎮魂。

案神祇令。大嘗鎮魂。既入神祇祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

朱云。鎮魂。謂神祇令仲冬寅日鎮魂祭者是。

讚云。

問。大嘗鎮魂此二祭者。不約上神祇祭祀之句。

答。既入祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

抹消箇所を接続すると鎮魂の箇所の集解が次の通りに復元される。

鎮魂

謂鎮安也。人陽氣曰魂。々運也。言招離遊之運魂。鎮身體之中府。故曰鎮魂。

問。案神祇令。大嘗鎮魂既在常典之中。而此重載其義何如。

答。凡祭祀之興。祈禳爲本。祈禳所科。率土共賴。唯此二祭者。是殊爲人主。

不及群庶。既爲有司之愆愆。故別起之。

又問。此令以大嘗。次鎮魂之上。神祇令以鎮魂。居大嘗之上。兩處次第何其不例。

答。此令。依事大小爲次。何者神祇令所謂天皇即位惣祭天神地祇。是則大嘗。事既重大。御亦親供。故次

鎮魂之上。神祇令者依祭先後爲次。故居大嘗之上。隨事設文。不必一例。

釋云。鎮殿也。人陽氣曰魂。々運。人陰氣曰魄。々白也。然則召復離遊之運白。令鎮身體之中府。故曰鎮魂。

案神祇令。大嘗鎮魂。既入神祇祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

朱云。鎮魂。謂神祇令仲冬寅日鎮魂祭者是。

讚云。

問。大嘗鎮魂此二祭者。不約上神祇祭祀之句。

答。既入祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

鎮魂の箇所には二か所に行間書き入れが認められる。

行間の書き入れの二は義解のうち「鎮身體之中府」という箇所の「身」の文字の傍らに書き込んである。次に引用する。

問。鎮魂祭何神。

答。神祇官式云。

鎮魂祭八座。神魂。高御魂。生魂。足魂。魂留魂。大宮女。御膳魂。辭代主。

問。稱布利之由。

答。古事。

穴云。饒速日命。降自天時。天神授瑞寶十種。息津鏡一。部津鏡一。八握劍一。生玉一。足玉一。死反玉一。

道反玉一。蛇比禮一。蜂比禮一。品之物比禮一。教導若。痛處者。合茲十寶。一二四五六七八九十云而布

瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人反生矣。

行間の書き入れの二は義解に続く問答のうち「故次鎮魂之上」という箇所の「故」の文字の傍らに書き込んである。次に引用する。

所謂仲冬寅鎮魂祭是也。鎮殿也。言如前駮後殿之殿也。凡人之陽氣曰魂。々運也。人之陰氣曰魄。々白。然則召復離遊之運白。令鎮身體之中府。故曰鎮魂。唯舉魂爲例。則有魄可知。故不云魂魄耳。禮記郊特牲云。凡祭慎諸此。魂氣歸于天。形魄歸于地。故祭求諸陰陽之義也。殷人先求諸陽。周人先求諸陰。祭義。宰我曰。吾聞鬼神之名。不知其所謂也。子曰。氣也者神之感也。合鬼與神。教之至也。鄭玄曰。氣謂嘘及出入者也。耳目之聰明爲魄。

合鬼神而祭之。聖人之教致也。春秋昭七年傳。及子產適晉。趙景子問焉曰。伯有猶能爲鬼乎。子產曰。人生始化曰魄。既生魄。陽曰魂。用物精多。則魂魄強也。杜預曰。魄形也。魂陽。神氣也。強物權勢也。孝經援神契曰。魂者芸也。魄者白也。宋均注云。芸除穢濁也。潔白情性。所以芸情白性者。時以苞含供奉之道也。易繫辭云。遊魂爲變。謝靈運曰。精氣之爲物。常遊魂變化。飄兼在天地之間也。韓康伯曰。聚極則散。而遊魂爲變也。遊魂言其遊散也。

さて、政事要略（卷二六、年中行事十一月）には令集解から次の引用がある。

集解云。問。鎮魂祭何神。答。神祇官式云。鎮魂祭八座。神魂。高御魂。生魂。足魂。留魂。大宮女。御膳魂。辭代主。問。稱布刺之由。答。古事記云。饒速日命。降自天時。天神授瑞寶十種。息津鏡一。部津鏡一。八握劍一。生玉一。足玉一。死反玉一。道反玉一。蛇比禮一。蜂比禮一。品之物比禮一。教導若有痛處者。合茲十寶。一二四五六七八九十云而布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人反生矣。所謂仲冬寅鎮魂祭是也。鎮殿也。言如前駮後殿之殿也。凡人之陽氣曰魂。々運也。人之陰氣曰魄。々魄。離則召復離遊之運白。令鎮身體之中府。故曰鎮魂。唯舉魂爲例。則有魄可知。故不云魂魄耳。禮記郊特牲云。凡祭慎諸此。魂氣歸于天。形魄歸于地。故祭求諸陰陽之義也。殷人先求諸陽。周人先求諸陰。祭義。宰我曰。吾聞鬼神之名。不知其所謂也。子曰。氣也者神之盛也。合鬼與神。教之至也。鄭玄曰。氣謂嘘及出入者也。耳目之聰明爲魄。合鬼神而祭之。聖人之教致也。春秋昭公七年傳。及子產適晉。趙景子問焉曰。伯有猶能爲鬼乎。子產曰。能人生始化曰魄。既生魄。陽曰魂。用物精多。則魂魄強。杜預曰。魄形也。陽。神氣也。物權勢也。孝經援神契曰。魂者芸也。魄者白也。宋均注云。芸除穢濁也。潔白情性。所以芸情白性者。特以苞含供奉之道也。易繫辭云。遊魂爲

變。謝靈運曰。精氣之爲物。常遊魂變化。飄兼在天地之間也。韓康伯曰。聚極則散。而遊魂爲變也。遊魂言其遊散也。

政事要略の著者である惟宗允亮が令集解から行間書き入れの箇所を引用していることは明白である。何となれば、政事要略では私記から引用を行う際には「義解云」とか「釋云」とか「跡云」とか「古記云」といった風に集解のうちどの私記からの引用かを示すために、引用符ごと再び引用するのが通例であるからである。ここで「集解云」と引用符を表記しているが、これは、令集解の文でありながら、その出典が明らかではない箇所、例えば行間の書き入れを引用していることを明示するための引用形式であり、そうした引用方法を示す証拠であるに違いないからである。

しかも行間書き入れからの引用のうちの前半を現行本の行間書き入れと比較すると見逃せない差異が認められる。「六云」とある箇所が、「古事記云」と作つてある。この差異は見逃せない。ここで古事記とあるが、この用語は大安万侶が和銅四年に編纂した『古事記』を指す固有名詞ではない。ここでは古事記は広く古い出来事を記した文書を意味する一般名詞である。具体的には先代旧事本紀を指し示す言葉である。

さて惟宗允亮が見た令集解には「答。古事記云」という引用符が用いられていたのに、何ぜどのようにして、現行本では「答。古事。六云」という引用符に変化してしまつたのであろうか。二段階の変化が生じたものと推量される。まず、行間書き入れの出典を探つてそれが穴記からの引用であることを確かめた何者かが、「記云」の傍らに朱筆で穴と追記したものであろう。この段階が前段階である。続いて、写本の際に、「答。古事記云」の箇所を「答。古事。」でひとまず切つて読み、続きを「穴記云」ないし「六云」と読んで、そのように書写した段階が生じたものであろう。この段階が後段階である。既に金沢文庫本の親本は現行本と同様に「答。古事。六云」と写し

ていたに違いない。

ともあれ、前半の行間書き入れの出典が穴記であることはかなり当てになる記事ではあるまいか。これが写本の際に発生する誤写の結果とは考えにくいからである。

それでは前半の行間書き入れは、もともと現行本の祖本である令集解の本文をなすものか。それとも令集解に後に追記されたものであろうか。出典を示す引用符を欠く行間書き入れの体裁から見て、これは後の追記であるに違いない。現行本の令集解はもともとは五十巻本であり、延喜の律令講書の記録と推定されることは別に論じた通りであるが、この箇所の行間書き入れは惟宗允亮が政事要略に引用した時点に至る平安中期の或る時点において五十巻本の令集解に追記されたものと推計される。

おそらくは惟宗公方あたりが書き入れたものではあるまいか。

それでは行間書き入れのそもそもの出典はいかなる文書なのであろうか。

ここで大胆な憶測を述べることとする。出典は三十巻本の令集解であったのではあるまいか。三十巻本の令集解の方は惟宗氏にとつても秘本であり、普段は五十巻本の令集解の写本を仕事には用いていたのではなかったか。政事要略を執筆する際にも惟宗允亮が座右に置いたのは五十巻本の令集解の方で、引用もそちらから行ったと憶測を巡らして置きたい。

こうした憶測が万が一にも的を射ているとすれば、三十巻本の令集解に於ける鎮魂の箇所の集解は次の形に再現される。

鎮魂

謂。鎮安也。人陽氣曰魂。々運也。言招離遊之運魂。鎮身體之中府。故曰鎮魂。

問。案神祇令。大嘗鎮魂既在常典之中。而此重載其義何如。

答。凡祭祀之興。祈禳爲本。祈禳所科。率土共賴。唯此二祭者。是殊爲人主。

不及群庶。既爲有司之慇懃。故別起之。

又問。此令以大嘗。次鎮魂之上。神祇令以鎮魂。居大嘗之上。兩處次第何其不例。

答。此令。依事大小爲次。何者神祇令所謂天皇即位惣祭天神地祇。是則大嘗。事既重大。御亦親供。故次

鎮魂之上。神祇令者依祭先後爲次。故居大嘗之上。隨事設文。不必一例。

釋云。所謂仲冬寅鎮魂祭是也。鎮殿也。言如前駮後殿之殿也。凡人之陽氣曰魂。々運也。人之陰氣曰魄。々

魄。離則召復離遊之運曰。令鎮身體之中府。故曰鎮魂。唯舉魂爲例。則有魄可知。故不云魂魄耳。禮記

郊特牲云。凡祭慎諸此。魂氣歸于天。形魄歸于地。故祭求諸陰陽之義也。殷人先求諸陽。周人先求諸陰。

祭義。宰我曰。吾聞鬼神之名。不知其所謂也。子曰。氣也者神之盛也。合鬼與神。教之至也。鄭玄曰。

氣謂嘘及出入者也。耳目之聰明爲魄。合鬼神而祭之。聖人之教致也。春秋昭公七年傳。及子產適晉。趙

景子問焉。曰。伯有猶能爲鬼乎。子產曰。能人生始化曰魄。既生魄。陽曰魂。用物精多。則魂魄強。

杜預曰。魄形也。陽。神氣也。物權勢也。孝經援神契曰。魂者芸也。魄者白也。宋均注云。芸除穢

濁也。潔白情性。所以芸情白性者。特以苞含供奉之道也。易繫辭云。遊魂爲變。謝靈運曰。精氣之爲物。

常遊魂變化。飄兼在天地之間也。韓康伯曰。聚極則散。而遊魂爲變也。遊魂言其遊散也。案神祇令。大

嘗鎮魂。既入神祇祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

六云。

問。鎮魂祭何神。

答。神祇官式云。

鎮魂祭八座。神魂。高御魂。生魂。足魂。留魂。大宮女。御膳魂。辭代主。

問。稱布刺之由。

答。古事記云。饒速日命。降自天時。天神授瑞寶十種。息津鏡一。部津鏡一。八握劍一。生玉一。足玉一。

死反玉一。道反玉一。蛇比禮一。蜂比禮一。品之物比禮一。教導若有痛處者。合茲十寶。一二四五六七

八九十云而布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人反生矣。

朱云。鎮魂。謂神祇令仲冬寅日鎮魂祭者是。

讚云。

問。大嘗鎮魂此二祭者。不約上神祇祭祀之句。

答。既入祭祀之例。然所以別顯者。祭祀之中。此祭尤重。故別顯耳。

因みに「大嘗」集解の箇所に見える行間書き入れは出典が異なる模様である。「義云」という引用符を用いて令義解からの引用を行っているところや、出典を明示しない「或記云」という形で令釋と思しい私記の学説に言及しているところから見て、こちらの行間書き入れの出典は三十巻本の令集解ではなくて、異質令集解とも呼ばれることのある令惣記である可能性が高そうである。この点については後考を俟ちたい。

なお職員令集解式部卿条に引く令釋には古令である大宝令に關して行われた問答が引用された箇所がある。天平年間(明法博士であつた「塩屋吉麻呂」が質問への解答を行っているが、これは令釋の作者が大宝令に注釈を付し

た経験の持ち主であることを語って余りある事実であると言えよう。

(1) 蓮沼一九六「異本令集解の成立事情」比較法史研究五

付録二 考課令集解所引讚記の復元

考課令集解、官人景迹条、「隱其功過」の箇所引く「讚云」に始まる讚記からの引用文のうち引用符の箇所だけをまず取り出して、全体の引用の構造を確認して見よう。讚記のうち令の本文は太字に作り、注釈の部分は細字に作って置く。復元された令釋や令義解の体裁に讚記も倣っていると推定されるからである。

若注状乖舛。褒貶不當。及隱其功過。以致昇降者。

釋云。

穴云。

古答。

興大夫云。

准所失輕重。謂釋云。

又問

答

問

答 私案

又云

問 下條云

答 穴案

又問

答 穴案

問

或説

又云

假有下 条云

又云

跡記云

答

問

跡案

穴案

答。

復元のA案は以上のとおりであるが、別に次のB案も有り得る。A案とB案の違いは「准所失輕重。謂釋云。」の前半である。「准所失輕重」の箇所を興大夫の發言の一部と見るか、讚記が引く今の本文と捉えるかの違いに帰着する。

若注状乖舛。褒貶不當。及隱其功過。以致昇降者。

釋云。

穴云。

古答。

興大夫云。

准所失輕重。

謂釋云。

穴案。

跡案。

ここではA案に従って置く。A案を取る理由であるが、三点ある。

まず理由の一。もしB案の様に「准所失輕重」の箇所が讚記に引く令の本文であるとすれば、令集解において讚記のこの箇所は官人景迹条のうち「隱其功過」の箇所に引くよりも、それに続く「准所失輕重」の箇所に引く方が適切であると思われるからである。

次に理由の二。「准所失輕重」の一節が讚記に引く令の本文であり、太字で記されていたとすれば、それに続く「謂釋云。」の始めの「謂」は省略が可能であると推察されるからである。それにも拘わらずこの箇所に「謂」が挟まっているのは、こつすれば「謂」に続く「釋云」以下の解説の部分が、興大夫の発言の一部であることが判然とするからであると推察される。令の本文であることを示すには「謂」は余分であり不要であると言わざるを得ないということである。

続いて理由の三。「准所失輕重」についての注釈では「穴案」や「跡案」という言い方を用いて穴記や跡記の字説が要約した形で説明されている。他の箇所では「穴云」や「跡云」また「跡記云」という引用符を用いて、穴記や跡記の本文がほぼそのままの形で引用されている。ここには先行する学説へ係わる仕方や姿勢に顕著な差異が認められる。この差異は物部敏久と讚岐永直の学風の違いに対応するものと推定される。物部敏久は実務的で要点を掴む才能に秀でているらしいのに対して讚岐永直は学究肌で、几帳面に正確な引用を行い、先行学説をできるだけ確に保存しかつ伝達しようという姿勢を貫いているかの如くである。それでも讚岐永直は時に文を約して引用することもまま見られるが、これが惟宗直本になると、学究肌を通り越して、先行学説を何もかも一言一字たりとも書き落とさずに逐一書き残そうとする執念とも呼ぶべき情熱に囚われていて、真理の学徒とも真理の囚われ人とも呼べそうな学風を示している。律令学の深化が学風の変容に比例し対応していることがここから浮かび上がって来ると言えそうである。

いずれの解釈を取るにせよ、興大夫の発言を引いているのは讃記であつて、穴記が興大夫の発言を引いているのではないことだけは明白である。

ひとまずA案に従い、この箇所引く讃記の全体を以下に復元して置こう。讃記もまた令の本文を大字に記し、注釈を細字で二行に書くという令釋の体裁に倣つた文書であつたに違いない。

若注状乖舛。褒貶不當。及隱其功過。以致昇降者。

釋云。故失竝同。舛尺戀反。野王案。野差即不齊也。

問。假令。主計長官。定次官以下考第送省。省覆檢有昇降不當者。彼省則降主計考哉。

答。可然也。

穴云。注状乖舛。褒貶不當。謂注考之長官也。

及隱其功過。以致昇降。謂主典實錄之日。強依法。而至於終抄錄之時。有隱失也。

古答。注状乖舛。謂故失無別也。

隱其功過。謂故犯也。

興大夫云。長官主典俱可有隱失。

准所失輕重。

謂釋云。失。讀如得失之失。假如。降一者降一等。降二者降二等之類。若降數人考者。唯隨一

重降。此條失者無所降。故失等也。長官所考有失。而判官知不舉者。除庶事兼學之最。

穴案。不能辨答。而當日被勘返者。後日同司共論定。更申省。乃唱示考第也。不可降所由乃考。但朝集使雖無意故。不能辨答。遂使當年考昇降故。降其年考耳。

跡案。所失謂故失等者。假令。主典實錄之日。有故失爲增減。而長官不覺。而致昇降者。不降長官考。但止除最耳。如事狀隱伏。案覆難覺者勿論。或主典依法實錄。而長官不依其狀。誤致昇降者。降長官考。或主典自致出入。而長官知情致昇降者。長官主典俱可降考也。

問。長官有一善一最。考居中上。而降他考一等。未知。降考之方。

答。先降昇降必當之最。只爲一善降居居中。准所失輕重。亦降一等居中下耳。若有他最。仍爲一善一最。亦降一等。處中中耳。但不處愛憎任意。處斷乖理之下上也。

跡記云。若兩人相謀降人降者。兩人之考可降也。

又云。主典所注有偽妄。而長官不知致昇降者。其長官考不降。但合勘知。而不勘知者。除昇降當之最耳。假有下條云。分番者。本司量其行能功過。立三等考第。

又云。昇降必當爲次官以上之最者。

則知。長官摠得考番上以上之最。其次官。止得考番上之最。若當此時。番上之人昇降合理。長上之人。昇降不當者。次官得最。長官除最。但無長官之日。次官亦同長官耳。

或説。不論長上番上。致昇降不當者。次官以上竝除最。

問。降所由官人考者。未知。彼本司之傍官及上官。不覺之考如何處分。

答。穴案。文稱所由官人。然則其外傍官及上官不覺等。止除最。

又問。上官不覺等。是考後犯也。可入來年。而何除最乎。

答。穴案。依年中行事所得考也。而令昇降故爲然耳。凡縁考事者。尚附降考。縁餘事者。不煩附校耳。何者。文云。准所失輕重。降所由官人考者。雖是考後。而當年附校故。其連座之官俱除最耳。但於上官等。無由。勘知之類者。依律勿論。

問。下條云。家令。每年本主。准諸司考法立考。

又云。帳内及資人。每年本主。量其行能功過。立三等第者。

未知。本主昇降資人以下考者。降本主考乎。

答。私案。於家令。准諸司法。降考無妨。但於資人等。降主降難矣。

私案。降主考。於事無妨。

問。考滿成選之年。昇降加減絃階者。非止昇降考第。兼加減其位。未知。有別科耶。

答。不可別科。一依職制律科考校不實罪耳。

又問。結階之曰。加減其階如何。

答。文所不云。須准檢諸條。

問答の六では二人の「私」が解答として「私案」を開陳しているが、これは讃岐永直と興原敏久の二人が別々にそれぞれの意見を述べた箇所の模様である。

序でに讃記が興大夫を引くもう一つの箇所を復元して置こう。

讚云。

即改任。應計前任日爲考者。功過竝附。

謂考中改任。通計前後任日。在後任爲考也。但專計前任日爲考者。前任後任竝隨便耳。興大夫云。須於後任考也。何者爲對當司長官合讚示故。但考限之後遷任者。在前任爲考耳。

問。上文云。前任有犯私罪。斷在今任者。同見任法。此文云。應計前任日爲考者。功過竝附者。未知。其別。答。前任有犯私罪。斷在今任者。前任私罪。後任斷定是也。應計前任日爲考者。前任公私之罪。於彼斷定已訖是也。但未斷者。公罪勿論。私罪如上。

最後に内外文武官条に興大夫を引く讚記を復元して置く。

讚案

当司長官

謂省内寮司。各當司長官。考其屬官。但寮司長官考者。注上日行事送所管省。省長官。九月卅日以前定等第耳。舊説云。省内寮司。各録其行能功過所管省。省長官定等第申送官。

興大夫云。依古令意。所陳於今不合。

本省に付属する寮の官吏について勤務評定を行う長官は讃岐永直に拠れば寮の長官である。ところが旧説では付属寮の官吏についても本省の長官が勤務評定を行うと解して来た。旧説は大宝令の趣意に基づいていると興原敏久はいう。とすれば大宝令においては「本司长官」とあつたのかも知れない。

注

(1) 令釈や令義解のもととの体裁については、蓮沼^二九七^一「選叙令陰皇親条令釋の復元」比較法史研究六を、参照されたい。